

令和2年度広島県中学校理科教育実践グループ研修支援事業 実施要領

1 趣旨

県教育委員会は、広島県中学校理科教育推進研修（平成28年度から平成30年度に実施）または令和元年度広島県中学校理科教育実践グループ研修を受講した理科教員を活用し、市町教育委員会が実施する、中学校、義務教育学校後期課程（以下「中学校等」という。）の理科教員を対象とした研修（以下「中学校理科教育実践グループ研修」という。）を支援することにより、理科教育の課題に対応した授業改善を進め、本県の理科教育の一層の充実を図る。

2 支援対象となる中学校理科教育実践グループ研修

県教育委員会は、次の要件を満たす中学校理科教育実践グループ研修を支援する。

- (1) 広島県中学校理科教育推進研修（平成28年度から平成30年度に実施）または令和元年度広島県中学校理科教育実践グループ研修を受講した理科教員を活用した研修とする。
- (2) 域内の中学校等の理科教員を対象とした研修とする。ただし、原則として、初任者研修、2年目研修、6年目研修及び中堅教諭等資質向上研修の対象者、育休任期付職員、臨時的任用職員は除く。
- (3) (1)の理科教員を含む5人程度の研修グループによる、授業研究を中心とした実践的な内容の研修とする。
- (4) 研修グループの代表が授業公開を行う（この授業公開に、域内の中学校等の理科教員を参加させることが望ましい。）。

3 支援の内容

県教育委員会は、市町教育委員会が実施する中学校理科教育実践グループ研修に対し、次の(1)～(3)を支援する。

- (1) 研修グループの代表が行う授業公開に対する指導・助言を行う（要請に応じて、授業公開以外の回の指導・助言や運営の支援を行う。）。
- (2) 研修グループの理科教員の旅費（年間5回以内）を措置する。
- (3) 研修グループの代表が行う授業公開に参加する域内の中学校等の理科教員の旅費（1回）を措置する。

4 中学校理科教育実践グループ研修の決定について

- (1) 県教育委員会による支援を希望する市町教育委員会は、別紙1により、実施計画書を作成し、県教育委員会が別に定める期限までに提出する。
- (2) 県教育委員会は、(1)により提出された実施計画書の内容を審査の上、支援対象とする中学校理科教育実践グループ研修を決定する。

5 実施報告書等の提出

- (1) 市町教育委員会は、別紙2により、実施報告書を作成するとともに、研修グループで作成した学習指導案等の成果物を、令和3年2月末までに県教育委員会に提出するものとする。
- (2) 学習指導案等の成果物については、県教育委員会において、インターネット及びその他媒体により公表することができるものとする。

6 その他

本実施要領に定めるもののほか、この研修の実施に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。